

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び  
公衆電話の設置及び管理運営事業者の公募について

国立大学法人秋田大学（以下「本学」という。）では，医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業者（以下「事業者」という。）を下記により募集する。

1. 募集する業務の概要

(1) 事業名

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業

(2) 事業の内容

秋田大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話について，本学の募集要項に基づき設置及び管理運営する事業

(3) 事業期間

平成30年8月1日から平成35年7月31日

2. 応募資格

応募資格は，下記の条件をすべて満たす法人又は個人（複数の法人又は個人が共同して応募する場合は，全事業者）とする。

(1) 事業実績のある者

- 1) 病院又は国，県，市町村庁舎等の施設において，3年以上の設置運営実績があること。
- 2) 過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者

- 1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者
- 2) 破産者で復権を得ない者
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者で構成されている者
- 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業，接待飲食業，性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者
- 5) 国税，県税及び市町村税の滞納がある者

### 3. 募集要項の交付等

#### (1) 交付・募集受付期間

平成30年5月28日（月）から6月22日（金）（土・日曜日を除く。）

#### (2) 交付及び募集受付時間

午前8時30分から17時00分

#### (3) 交付，募集受付場所及び問い合わせ先

〒010-8543 秋田市本道一丁目1番1号

国立大学法人秋田大学

医学系研究科・医学部調達課 総括主査 佐藤

電 話：018-884-6013

FAX：018-884-6250

募集要項は医学部附属病院ホームページで閲覧可能

### 4. 企画提案書の提出期限等

平成30年6月22日（金）17時00分（必着）までに持参又は郵送（簡易書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるもの）により提出すること。

複数の法人又は個人で共同して事業を実施する場合にあっては，代表幹事が提出しなければならない。詳細は，募集要項によるものとする。

### 5. 事業者選定結果の通知

平成30年7月5日に各応募者に通知

平成30年5月28日

国立大学法人秋田大学  
医学系研究科・医学部  
調 達 課

## 秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業者募集要項

### 1. 趣旨

この要項は，国立大学法人秋田大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため，必要な事項を定めたものである。

### 2. 事業者選定の方法

事業者の選定は，公募型プロポーザル方式によるものとする。

応募する事業者から企画提案を受け，その内容を審査して事業者を選定する。

### 3. 公募期間

平成30年5月28日（月）～6月22日（金）

### 4. 募集事業の概要

#### (1) 事業名

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業

#### (2) 事業内容

本院が指定する別紙1の場所を有償で使用し，各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業

#### (3) 予定事業期間

平成30年8月1日～平成35年7月31日

### 5. 応募資格

応募資格は，下記の条件をすべて満たす法人又は個人（複数の法人又は個人が共同して応募する場合は，全事業者）とする。

#### (1) 事業実績のある者

- 1) 病院又は国，県，市町村庁舎等の施設において，3年以上の設置運営実績があること。
- 2) 過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

#### (2) 次のいずれにも該当しない者

- 1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者
- 2) 破産者で復権を得ない者
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者で構成されている者
- 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業，接待飲食業，性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者
- 5) 国税，県税及び市町村税の滞納がある者

## 6. 提出書類

本事業に参加する場合は、別紙2「各種自動販売機、コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業者募集に係る条件等」を熟読のうえ、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）
- (2) 企画提案書（様式3）
- (3) 提案者の業務（会社）概要（様式4）
- (4) 添付書類
  - 1) 登記簿謄本（個人の場合は住民票）
  - 2) 財務諸表類の写し（直近のもの）
    - ・法人にあつては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの
    - ・個人にあつては、所得税確定申告書（所得税青色申告決算書を含む。）
  - 3) 国税、県税及び市町村税に係る納税証明書の写し（直近のもの）

## 7. 書類作成上の注意

- (1) 提出書類の規格はA4版とする。
- (2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載してすること。
- (3) パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとする。

## 8. 提出部数

正本1部、副本4部

※ 様式3、様式4については併せて電子ファイルにより提出すること。

## 9. 提出先及び問い合わせ先

〒010-8543

秋田市本道一丁目1番1号

国立大学法人秋田大学

医学系研究科・医学部調達課 総括主査 佐藤

電 話：018-884-6013

FAX：018-884-6250

## 10. 提出方法及び期限

平成30年6月22日（金）17時00分（必着）までに持参又は郵送（簡易書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるもの）により提出すること。

複数の法人又は個人で共同して事業を実施する場合にあっては、代表幹事が提出しなければならない。

## 11. 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式5）を下記により提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出方法：持参、ファックス又はメール
- (2) 提出先：9. に同じ
- (3) 受付期間：平成30年5月28日（月）から平成30年6月12日（火）  
（土・日曜日を除く。）

- (4) 受付時間：8時30分から17時00分まで
- (5) 回 答：平成30年6月15日（金）までにFAXかメールにて回答。

#### 1 2. その他留意事項

- (1) 提出された書類について、誤字脱字等軽微な誤謬以外の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用することはない。
- (3) 提出された書類については一切返却しない。
- (4) 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合がある。

#### 1 3. 事業者の選定

本院が設置する「選定委員会」が評価を行い、事業者を選定するものとする。

##### (1) 書類審査

提出された「様式3」及び「様式4」の各項目について評価するものとする。

##### (2) 事業者の決定

書類審査で最高の評価を得た提案者を事業者として内定するものとする。

#### 1 4. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者全員に書面により通知

#### 1 5. 選定後の手続

- (1) 選定された事業者（複数の法人又は個人で応募の場合にあっては、代表幹事）と別途本事業実施に関する契約書を締結するものとする。
- (2) 選定事業者の取り消し  
次の場合は、本院は選定事業者の内定を取り消すことができる。
  - 1) 内定から事業開始までの間に内定事業者の諸般の事情変化等により企画提案した事業運営が確実に履行できないと判断したとき。
  - 2) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー  
及び公衆電話設置一覧

## 1. 各種自動販売機

※販売内容については平成30年5月現在の販売内容であり，提案は下記販売内容と必ずしも同一である必要はない。

設置場所	販売内容	台数 (台)	使用面積	摘要
附属病院外来棟				
1階ラウンジ	カップコーヒー類	1	1.34 m <sup>2</sup>	
1階通路（廊下）	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.62 m <sup>2</sup>	
〃	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.27 m <sup>2</sup>	
〃	乳製品・ドリンク等	1	0.93 m <sup>2</sup>	
〃	冷凍食品類	1	1.10 m <sup>2</sup>	
〃	パン類	1	1.10 m <sup>2</sup>	
1階ホール	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.15 m <sup>2</sup>	
附属病院第一病棟				
1階ホール	入院用品	1	0.90 m <sup>2</sup>	
3階ホール	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	0.72 m <sup>2</sup>	
4階ディルーム	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.05 m <sup>2</sup>	
5階ディルーム	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.05 m <sup>2</sup>	
6階ディルーム	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.05 m <sup>2</sup>	
7階ディルーム	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.05 m <sup>2</sup>	
8階西ディルーム	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.05 m <sup>2</sup>	
8階東ディルーム	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.05 m <sup>2</sup>	
附属病院第二病棟				
1階救急待合室	入院用品	1	0.45 m <sup>2</sup>	
2階ホール（廊下）	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.16 m <sup>2</sup>	
〃	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.16 m <sup>2</sup>	
〃	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.16 m <sup>2</sup>	
〃	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.16 m <sup>2</sup>	
3階ディルーム	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	0.82 m <sup>2</sup>	
保健学科棟				
2階学生コーナー（廊下）	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	1.17 m <sup>2</sup>	
〃	清涼飲料水（ペットボトル等）	1	0.90 m <sup>2</sup>	
			24.41 m <sup>2</sup>	

2. コインランドリー（各所洗濯機・乾燥機各2台）

設 置 場 所	使用面積	設 置 場 所	使用面積
第1病棟 1階	0.82 m <sup>2</sup>	第2病棟 2階	1.05 m <sup>2</sup>
" 4階	0.82	" 3階	1.05
" 5階	0.82	" 4階	1.05
" 6階	0.82	" 5階	1.05
" 7階	0.82	" 6階	1.05
" 8階	0.82	" 7階	1.05
		" 8階	1.05
		合 計	12.27

3. 公衆電話（各所1台）

設 置 場 所	使用面積	設 置 場 所	使用面積
外来棟 正面玄関待合ホール	0.21 m <sup>2</sup>	第2病棟 1階ホール	0.21 m <sup>2</sup>
" 1階中央待合ホール	0.16	" 1階救急待合室	0.11
第1病棟 1階西デイルーム	0.16	" 2階電話室	0.11
" 4階東電話室	0.11	" 3階電話室	0.11
" 5階西電話室	0.11	" 4階電話室	0.11
" 6階東電話室	0.11	" 5階電話室	0.11
" 7階西電話室	0.11	" 6階電話室	0.11
" 8階西中央ホール	0.16	" 7階電話室	0.11
		" 8階電話室	0.11
		合 計	2.22

## 各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業に係る条件等

## 1. 病院の概要

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 施設名   | 国立大学法人秋田大学医学部附属病院            |
| (2) 所在地   | 秋田市本道一丁目1番1号                 |
| (3) 病院の規模 | 病床数 615床 診療科数 33科            |
| (4) 患者数   | 入院患者 約500人/日， 外来患者 約1,000人/日 |
| (5) 職員数   | 約1,200人                      |
| (6) 学生数   | 約1,400人                      |
| (7) 外来診療日 | 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）            |

## 2. 設置運営場所

別紙「各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置一覧」

## 3. 事業実施期間

平成30年8月1日～平成35年7月31日

## 4. 設置運営条件

## (1) 各種自動販売機

- 1) 販売商品は事業者の提案によるものとするが，利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。ただし，酒類，たばこの販売は行わないこと。
- 2) 主な利用者が病院患者であることに配慮すること。
- 3) 販売価格は，販売商品の小売価格以下とすること。
- 4) 大きさ，形状は本院が指定する場所に対応したものとする。
- 5) 転倒防止策等の安全装置を備えていること。
- 6) 本体のわかりやすい箇所に緊急時（トラブル時）の連絡先を掲示すること。
- 7) 設置，商品の補充，メンテナンスによって，患者や病院スタッフの通行等に支障を生じさせないこと。
- 8) 商品の補充（売り切れ防止等），金銭管理（釣り銭対応含む。）など維持管理は事業者の責任で行うこと。
- 9) 故障，問い合わせ，苦情等については，事業者の責任において迅速に対応すること。
- 10) 販売商品の容器に対応した回収ボックスを設置し，廃棄された空き容器がボックスからはみ出さないよう，定期的に回収すること。
- 11) 自動販売機周辺を清潔に保ち，美観，衛生環境を損なわないこと。
- 12) 事業者の負担において電気子メータを設置すること。

## (2) コインランドリー

- 1) 洗濯機，乾燥機の大きさ，形状は本院が指定する場所に対応したものとする。
- 2) 利用料金は，本院と事業者で協議して決定する。
- 3) 本体のわかりやすい箇所に緊急時（トラブル時）の連絡先を掲示すること。
- 4) 洗濯機，乾燥機周辺を清潔に保ち，美観，衛生環境を損なわないこと。
- 5) 事業者の負担において電気・水道子メータを設置すること。

(3) 公衆電話

- 1) 大きさ、形状は本院が指定する場所に対応したものとする。
- 2) テレホンカード又はテレビカードが使用できること。
- 3) 本体のわかりやすい箇所に緊急時（トラブル時）の連絡先を掲示すること。
- 4) テレホンカード販売機を設置すること。

5. 経費負担に関する条件

設置運営にあたっての必要経費は、下記を含めすべて事業者の負担とする。

(1) 施設使用料

年間 8,783円/m<sup>2</sup>×設置機器等の占有面積

- ※ 1. 使用料は概算額であり消費税及び地方消費税込みの金額。  
2. 使用料金の算定及び納付方法については、「国立大学法人秋田大学施設貸付取扱要領」による。

(2) 納付金

寄附金として、売上金の一部を本院に納付することとする。

金額は、事業者が提案する一定割合を売上実績額（税込み）に乗じた額とし、半年毎に納付すること。

(3) 光熱水料実費

(4) 機器の設置及び撤去に要する工事費、移転費等

(5) 清掃及び保守に要する費用ならびに商品の空き容器等の廃棄物等の処理費用

(6) 運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償費用

6. 運営管理、その他に関する条件

- (1) 機器の設置、運営に必要な各種法令に基づく許認可などは、設置運営事業者が取得すること。
- (2) 事業者には賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めないこと。
- (3) 食品衛生法等の関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策を徹底すること。
- (4) 設置する機器、販売品の搬入及び空き容器の搬出については、本院が指定する時間帯や経路に従うこと。
- (5) 自動販売機のデザイン、色彩等は周囲と調和を図るため、事前に本院と協議すること。
- (6) 毎月当初に、前月分の売上高等、本院が求める定期報告を行うこと。
- (7) 事業の撤退に際しては、速やかに原状復帰を行うこと。

参 加 申 込 書

平成 年 月 日

秋 田 大 学 御 中

参加申込者（代表幹事）住所又は所在地

氏名又は名称（共同事業者別紙）

代表者名

印

担当者 所属部署  
氏 名  
電 話  
F A X  
メ ー ル

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業者の選定に係る公募型プロポーザルに参加します。

添付書類

- (1) 誓約書（様式2）
- (2) 企画提案書（様式3）
- (3) 提案者の業務（会社）概要（様式4）
- (4) 登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (5) 財務諸表の写し
- (6) 国税，県税及び市町村税に係る納税証明書の写し

誓 約 書

平成 年 月 日

秋 田 大 学 御 中

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業者の選定に係る公募型プロポーザルに参加にあたり，下記の事項について真実に相違ありません。

記

1. 秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の設置及び管理運営事業者募集要項の「5. 応募資格」の要件を満たしています。
2. 提出した参加申込書に虚偽又は不正はありません。
3. 事業者を選定された場合には，企画提案書に記載した内容を誠実に実行します。

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び  
公衆電話の設置及び管理運営事業者選定に係る企画提案書

平成 年 月 日

秋 田 大 学 御 中

参加申込者（代表幹事）住所又は所在地

氏名又は名称（共同事業者別紙）

代表者名

印

担当者 所属部署  
氏 名  
電 話  
F A X  
メ ー ル

秋田大学医学部附属病院における各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話の  
設置及び管理運営事業者選定に係る企画提案を本書のとおり提出します。









## 2. その他項目

(1) 自動販売機の商品の種類と価格設定の考え方

(2) 商品補充（売り切れ防止等），金銭管理（釣り銭対応含むへの対応方法）

(3) 廃棄容器回収ボックス設置と回収・処理（リサイクル）への対応

(4) 障害者，高齢者等に関する配慮についての考え方

(5) 故障や利用者からの問い合わせ，苦情等への対応方法

(6) 衛生管理, 機器周辺の環境保全の方法

(7) 納付金について

(8) 緊急時・災害時の対応について

3. その他特記事項, アピールポイント等

その他, 利用者サービスの向上を図るための特記事項やアピールポイントがあれば, 自由に記載してください。(ただし, 上記項目の記載内容と重複がないこと。)

## 提案者の業務（会社）概要

氏名又は名称			
代表者名			
設立年月日			
沿革			
資本金			
従業員数	正社員		
	パートタイム職員		
本店（店）所在地 （営業所所在地）	※県内に営業所がある場合，（ ）で所在地を記載願います。		
支店・店舗数	箇所（うち県内 箇所）		
業務内容			
他病院等での事業実績			
事業種別	施設名	営業開始年月	設置台数

各種自動販売機，コインランドリー及び公衆電話設置  
及び管理運営事業者選定に係る質問書

宛先 〒010-8543 秋田市本道一丁目1番1号  
秋田大学医学系研究科・医学部調達課 総括主査 佐藤  
電 話：018-884-6013  
FAX：018-884-6250

会社名等	
住 所	
担 当 者 所属・氏名	
電 話	
F A X	
メ ー ル	

項 目	
質問要旨	
項 目	
質問要旨	